

2015年7月7日

原子力規制庁  
厚生労働省  
経済産業省

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター(PARC)  
福島原発事故緊急被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

### 第14回被ばく労働問題に関する省庁への要請書

日頃のご活躍に敬意を表します。

東電福島第一原発では、一昨年来、汚染水処理対策工事等を進展させるため作業員数が7千人超に急増し、作業が輻輳する状況が続きました。その結果、現場の安全対策、労災防止対策が後回しにされ、作業員の死亡災害、重傷災害が頻発しました。作業環境は悪化する一方、作業員の過密、過重労働も深刻な問題になりました。

東電福島第一原発における安全衛生体制の再構築、労働環境の改善は待ったなしの状況を迎えた中で、国と東電は事故収束・廃炉に向けた最優先の課題として、この問題に取り組んでいかねばなりません。

政府はこの6月、廃炉・汚染水対策関係閣僚会議で、「中長期ロードマップ」の改定案を示しました。無理を重ね多くの作業員を犠牲にした挙句に、当初の目標工程は完全に破綻したのです。今回の改定では、従来のスピード重視からリスク低減を重視し、作業員の被ばくの更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化がポイントとなっています。

川内原発をはじめ原発再稼働の動きが強まる中で、厚生労働省、原子力規制委員会は、緊急作業の被ばく線量限度の引き上げを決定し、電離則や原子炉規制法等の関係法令を改正しようとしています。

私たちはこれまでの話し合いにおいても、原発事故の検証を十分に行わず、原子力災害が発生したときに緊急作業を名目として労働者に大量被ばくを強制してはならないと要請してきたところです。

つきましては下記項を要請いたします。関係省庁におかれましては事前に書面回答していただき、率直な意見交換を行いたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 1. 東電福島第一原発の労働災害防止対策の取組みについて

東電は2014年度作業災害の一覧表を公表している。作業災害件数は64件で前年(32件)に比べ倍増した。昨年来、死亡災害、重傷災害が相次ぐ中で、今年1月16日に福島労働局長が、1月23日には厚労省労基局長が「原子力発電所における労働災害防止の徹底について」(基発0123第3号)を東電に通知した。東電は2月16日に「福島第一原子力発電所における労働災害防止対策の取組み」(福島第一廃炉推進カンパニー)「原子力発電所における労働災害防止対策の取組みについて」(東電)を報告している。

- (1)2月16日東電の報告後、福島第一原発構内の労災防止対策の取組みに関する臨検監督実施状況を明らかにすること。【厚労省】
- (2)2014年度に福島第一原発で発生した労働者死傷病報告の件数及びその内容を明らかにすること。また労災請求件数と内容及び決定件数を明らかにすること。【厚労省】
- (3)2014年度東電作業災害一覧と厚労省に提出された労働者死傷病報告書、労災保険請求書を突き合わせ、死傷病報告書の未提出や労災保険の未請求の有無、その内容について確認すること。福島第一原発で発生した全ての労働災害を正確に把握し、労災隠しの撲滅、労災予防対策に取り組むこと。【厚労省】【資源エネ庁】

## 2. 中長期ロードマップの改訂について

今年6月、政府は福島第一原発の事故収束・廃炉に向け「中長期ロードマップ」を改訂した。今回の改訂のポイントでは、スピードを従事するあまり死亡災害、重傷災害を頻発させ、多くの作業員に犠牲を強いたことを反省し、リスク低減の重視、作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生体制を強化している。

- (1)今後の事故収束・廃炉工程では、作業員の安全・健康の確保、被ばくリスクの最小化を最優先として取り組むこと。早急に3・11事故前の被ばく線量レベルまで作業員の被ばく線量の低減化をはかること。【厚労省】【資源エネ庁】

## 3. 緊急作業の被ばく線量限度の引き上げについて

厚労省は6月18日、電離放射線障害防止規則の一部改正をする省令案要綱を労働政策審議会に諮問し、同日、労政審安全衛生分科会より妥当との答申を受けた。7月には放射線審議会の答申をうけ、省令等の改正作業を進めるとしている。また原子力規制庁は、緊急作業時の被ばくに関する規制に関する関係規則等の改正作業を行うとしている。

- (1)特例緊急被ばく限度の設定について
  - ①3・11福島第一原発事故を検証することなく、緊急作業時に労働者への大量被ばくを強制する被ばく線量限度の引き上げには反対である。厚労省、原子力規制庁に対し、電離則の改正作業や緊急作業時の被ばくに関する規制に関する関係規則等の改正作業を中止するよう要請する。【厚労省】【規制庁】
  - ②緊急被ばく限度「250mSvを超える線量を受けて作業をする必要性は現時点では見出

難い。」とする根拠を明らかにすること。3・11 福島第一原発事故は「原子力安全神話」を打ち碎き、史上類例のない原子力災害になった。今後そのような原子力災害は起きないことを前提にできるのか。「人命救助」や「破滅的な状態への進行防止」するための作業が生じた場合に、どのように対応するのか明らかにすること。【厚労省】【規制庁】

③250mSv 以下であれば確定的影響を及ぼさないという根拠を明らかにすること。100mSv 程度でも精子数の減少など急性放射線障害は起きる。「免疫機能の低下を確実に予防するために250mSvを採用することは保守的であるが妥当」なのはなぜか。放射線防護の原則として、労働者を緊急作業に従事させる場合は、「免疫機能の低下の予防」ではなく、確定的影響を防止し確率的影響を最小にするものでなければならない。250mSv を特例緊急被ばく線量限度に定めることを撤回すること。【厚労省】【規制庁】

## (2) 特例緊急作業従事者の限定について

事業者は、特例緊急作業者を原子力災害対策特別措置法に規定する原子力防災要員から選任するとしている。それは「原則として原子力事業者の労働者」である。また原子力事業者が原子力防災組織の業務の一部(損傷機器の復旧作業等)を委託する場合は、当該委託事業者の労働者も要員に含まれるという。

- ① 特例緊急作業従事者の対象として想定されている原子力事業者の労働者及び委託事業者の職種、人数等を具体的に明らかにすること。【厚労省】【規制庁】
- ② 特例緊急作業従事者に選定されたものが、事前に申し出ていたにもかかわらず実際の特例緊急作業をしなかった場合でも、その責任は問われないこと。【厚労省】【規制庁】
- ③ 原子力防災要員のなかで事業者に特例緊急作業従事者に選定されることを拒否した場合、不利益を受けないようにすること。【厚労省】【規制庁】
- ④ 特例緊急作業を前提とする省令改正を行わないこと。「事前申し出」と「特別教育、訓練」で労働者に大量被ばくを強制することは許されない。【厚労省】【規制庁】

国際文書(BSS)においては、緊急時被ばく状況において介入を行う労働者は、職業性被ばくの年間線量限度の上限を超えて被ばくしてはならないと定めている。但し、以下の場合を例外としている。

- a) 救命、もしくは重傷を回避するための行動をとる場合
- b) 大規模な集団線量を回避するための行動をとる場合
- c) 破滅的な状況に発展するのを回避するための行動をとる場合

そして「年間線量の上限を超える可能性のある行動をとる労働者は志願者でなければならず、想定される健康リスクについて予め明確かつ総合的に明示され、必要とされる可能性のある行動の訓練を、実施可能な限りうけていなければならない。」と規定している。

労働契約に基づき指揮命令うける労働者は「志願者」ではありえない。省令改正案では事業者が特例緊急作業に従事することに同意し、特別教育を受けた労働者を選任し、業務命令で 250mSv の被ばく作業＝特例緊急作業に従事させることができるが、このような特例緊急作業従事者は、電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基

本安全基準(BSS)に反する。

さらに通常の線量限度を超える可能性がある業務に労働者を従事させることは、事業者に放射線による健康障害を防止するために必要な措置を講じることを義務づけた労働安全衛生法第 22 条の規定に真っ向から反する。また事業者に労働者を退避させる義務を規定した労働安全衛生法第 25 条の規定にも抵触する。

⑤原子力規制庁の省令案では、例えば実用労働者規則第 79 条の第 3 項で緊急作業従事者の要件について、「一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。」としている。緊急作業時の被ばく線量限度を 100mSv と 250mSv の 2 段階としているが、従来の 100mSv 限度の緊急作業従事者にもこの規定は適用されるのか明らかにすること。

【規制庁】

⑥原子力規制委員会の会議資料には、「なお、法令上は限度と規定するが、限度超過時の対応に関しては、①従事者のリスクと公益との比較考量より不要な被ばく(=正当化原則(※)に当てはまらない)、或いは②不適切な防護措置による限度超過、と認められた場合には、法令に基づき所要の措置を行う運用とする(緊急作業時の被ばく線量のあり方に関する、国際的な考え方での参考レベルを考慮)。(※)従事することによる健康リスクに対し、他の便益が明らかに上回る状況で、作業の実施に正当性があること。」(5月 20 日の資料 2 の 5 ページ)との記載があるが、「所要の措置」について具体的に説明すること。  
【規制庁】

#### 4. 現行の電離則の不備について

現行の電離則による被ばく規制においては、緊急作業従事者について教育等なんらの措置も義務付けられていない。そればかりか通常の特別業務が義務づけられた放射線業務従事者以外であっても緊急作業に従事させることができるとされている(電離則第 7 条第 3 項)。

(1)今回の電離則の省令改正をする以前に、現行制度の電離則の不備を速やかに改善すること。【厚労省】